

告 示

埼玉県告示第千三百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―一八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目七百四十九番十三 他十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百三・九九立方メートル